

資料提供
 令和3年2月9日
担当 : 広島県対策本部
担当者 : 健康対策課 西丸
直通 : 082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年2月8日(月)に、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内4913例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来(※)
4913	80	東広島市	2月8日(発症日) 痰	2/8	感染症指定医療機関に入院中	《医療機関内クラスター関連》 ・県外往来なし

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来

- 再陽性の患者はいません。

《医療機関内クラスターの調査状況》

(単位:人)

区分	対象者数	PCR等検査実施							
		既報告分(令和3年2月4日)			今回報告分			合計	
		実施	陽性	公表番号	実施	陽性	公表番号	実施	陽性
入院者	26	24	3	県内4829～4831	3※	1	県内4913	27	4
職員	103	94	2	県内4860, 4867	8	0		102	2
合計	129	118	5		11	1		129	6

下線部:既報告分から変更

※ うち1名は陰性結果判明後に発症した入院者で、再検査を実施し、陽性。

《第3次新型コロナ感染拡大防止集中対策【令和3年2月8日～2月21日】》

【県民、事業者の皆様へ】

- 同居する家族以外との会食等は控えてください(飛沫防止のための物理的な対策を取っている場合を除く)。
- 飲食店を利用する場合には、「座席の3方をパーテーションで仕切る」、「他者との間隔を必ず1メートル以上離す」又は「マスク会食を全利用者に徹底」の飛沫感染予防対策や、換気による感染予防対策を講じている飲食店を利用するとともに、利用者としてこれらの取組に協力してください。
- 外出機会を削減してください(外出機会を半分に低減(通学や医療機関の受診は制限しない)、出勤者割合について5割削減を目標として実施)。
- 家庭内及び職場内における感染防止対策を強化してください。
- 他地域への移動を自粛してください(緊急事態制限地域との往来は最大限自粛、感染拡大地域への往来は慎重に判断(通勤・通学や医療機関の受診は制限しない))。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者などを、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。